

高岡市障害者継続雇用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者を雇用する事業主に対する奨励金の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって障害者雇用の促進と安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。

(奨励金の交付及び対象者)

第3条 市長は、次に掲げる要件を備える事業主に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

- (1) 市内にある事業所に障害者を雇用する事業主であること。
- (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第5条に規定する職場適応訓練費、第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金又は雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条に規定する特定求職者雇用開発助成金（以下「国の助成金」という。）の給付事業主であること。
- (3) 国の助成金の対象となった障害者で、市内に住所を有するもの（以下「交付対象障害者」という。）を常用労働者として、国の助成金支給期間満了後も引き続き12月雇用し、以後も継続して雇用する事業主であること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、交付対象障害者1人当たり12万円とする。ただし、同一年度内における1事業者の申請については、4人を上限とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者継続雇用奨励金交付申請書（様式第1号）を、国の助成金支給満了日の翌日から起算し12月間経過後30日以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、奨励金

の交付を決定したときは、高岡市障害者継続雇用奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、高岡市補助金等交付規則第17条に基づき、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関し、既に奨励金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。